(5)　［優先権書類］
締約国は、先の出願に基づく優先権が主張されている場合には、当該先の出願の写し及び当該先の出願が自国の官庁が認める言語によらないときはその翻訳文を、規則に定める要件に従って提出するよう要求することができる。
(6)　［証拠］
締約国は、出願の処理の過程において、(1)若しくは(2)に規定する事項若しくは優先権の申立てに関する事項又は(3)若しくは(5)に規定する翻訳文に関する証拠を自国の官庁に提出するよう要求することができる。ただし、当該事項の真実性又は当該翻訳文の正確性について合理的な疑義を有する場合に限る。
(7)　［通知］
(1)から(6)までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが満たされていない場合には、当該締約国の官庁は、出願人に通知し、規則に定める期間内に当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。
(8)　［要件を満たしていない場合］
(1)から(6)までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが規則に定める期間内に満たされていない場合には、当該締約国は、(b)、前条及び第十条の規定に従うことを条件として、自国の法令に定める制裁を適用することができる。
(b)　(1)、(5)又は(6)の規定に基づき締約国により適用される優先権の主張に関する要件が規則に定める期間内に満たされていない場合には、優先権の主張は、第十三条の規定に従うことを条件として、存在しないものとみなすことができる。他の制裁は、前条(7)(b)の規定が適用される場合を除くほか、適用することができない。

第七条　代理

(1)　［代理人］
(a)　締約国は、自国の官庁に対する手続のために選任される代理人について、次のことを要求することができる。
(i)　関係法令に基づき、出願及び特許に関して当該官庁に対し業として手続をとる権能を有すること。
(ii)　当該代理人の宛先として当該締約国が定める領域内の宛先を設けること。
(b)　(c)の規定に従うことを条件として、自国の官庁に対する手続に関し、(a)の規定に基づき締約国により適用される要件を満たす代理人による又は当該代理人に対する行為は、当該代理人を選任した出願人、権利者その他の関係する者による又はこれらの者に対する行為としての効果を有する。
(c)　締約国は、宣誓若しくは申立て又は委任状の撤回について、代理人の署名が当該代理人を選任した出願人、権利者その他の関係する者の署名としての効果を有さない旨を定めることができる。
(2)　［代理の義務付け］
(a)　締約国は、自国の官庁に対する手続のために出願人、権利者その他の関係する者が代理人を選任するよう要求することができる。ただし、出願の譲受人、出願人、権利者その他の関係する者が次の手続のために当該官庁に対して自ら行動する場合を除く。
(i)　出願日の設定のために出願をすること。
(ii)　料金の単なる支払
(iii)　規則に定めるその他の手続
(b)　(i)から(iii)までに規定する手続に関する当該官庁による受領証の交付又は通知
(iv)　いかなる者も、特許の存続のための料金を支払うことができる。
(3)　［代理人の選任］
締約国は、規則に定める方法で自国の官庁に提出された代理人の選任を認める。
(4)　［その他の要件の禁止］
いかなる締約国も、この条約又は規則に別段の定めがある場合を除くほか、(1)から(3)までに規定する事項に関し、(1)から(3)までに定める要件以外の形式的な要件を満たすよう要求することができない。

(5)　［通知］
(1)から(3)までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが満たされていない場合には、当該締約国の官庁は、出願の譲受人、出願人、権利者その他の関係する者に通知し、規則に定める期間内に当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。
(6)　［要件を満たしていない場合］
(1)から(3)までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが規則に定める期間内に満たされていない場合には、当該締約国は、自国の法令に定める制裁を適用することができる。

第八条　書類及び宛先

(1)　［書類の送付の形式及び手段］
(a)　第五条(1)の規定に基づく出願日の設定を除くほか、第六条(1)の規定に従うことを条件として、規則においては、(b)から(d)までの規定に従い、書類の送付の形式及び手段に関して締約国が適用することができる要件を定める。
(b)　いかなる締約国も、紙以外による書類の提出を受理する義務を負わない。
(c)　いかなる締約国も、紙による書類の提出を排除する義務を負わない。
(d)　締約国は、期間を遵守するための紙による書類の提出を認める。
(2)　［書類の言語］
締約国は、この条約又は規則に別段の定めがある場合を除くほか、書類を自国の官庁が認める言語によるものとすることを要求することができる。
(3)　［モデル国際様式］
締約国は、(1)(a)の規定にかかわらず、(1)(b)及び第六条(2)(b)の規定に従うことを条件として、書類に関するモデル国際様式が規則に従って定められる場合には、当該モデル国際様式に合致する様式による当該書類の内容の提出を認める。
(4)　［書類の署名］
(a)　締約国は、書類に関し署名を要求する場合には、規則に定める要件を満たすいかなる署名も認める。
(b)　いかなる締約国も、準司法的な手続に関する場合又は規則に定める場合を除くほか、自国の官庁に提出された署名についての真正の証明その他の証明を要求することができない。
(c)　締約国は、(b)の規定に従うことを条件として、自国の官庁が署名の真正について合理的な疑義を有する場合に限り、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。
(5)　［書類において表示する事項］
締約国は、規則に定める一又は二以上の事項を書類において表示するよう要求することができる。
(6)　［通信のための宛先、法的業務のための宛先その他の宛先］
締約国は、規則に定める規定に従い、出願人、権利者その他の関係する者が、次の宛先を書類において表示するよう要求することができる。
(i)　通信のための宛先
(ii)　法的業務のための宛先
(iii)　規則に定めるその他の宛先
(7)　［通知］
(1)から(6)までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが書類について満たされていない場合には、当該締約国の官庁は、出願人、権利者その他の関係する者に通知し、規則に定める期間内に当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。
(8)　［要件を満たしていない場合］
(1)から(6)までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが規則に定める期間内に満たされていない場合には、当該締約国は、第五条及び第十条の規定並びに規則に定める例外に従うことを条件として、自国の法令に定める制裁を適用することができる。